

高濃度 PCB 廃棄物処理実行計画の策定について



ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法および電気事業法に基づいて、高濃度 PCB 廃棄物の処分および高濃度 PCB 使用製品の廃棄に係る取組を率先して進めるため、「環境省高濃度 PCB 廃棄物処理実行計画」が策定されました。実行計画は各省庁が保管している高濃度 PCB 廃棄物および所有している高濃度 PCB 使用製品の処分委託、廃棄その他の措置を早期に実行するために必要な事項を定めたものです。

基本的な考え方

- ・「PCB 廃棄物処理基本計画」に基づき、各省庁は「高濃度 PCB 廃棄物処理実行計画」を策定。

措置の内容

- ・環境省で現在届出を行っている PCB 廃棄物及び PCB 使用製品について網羅的に調査・把握し、PCB 特別措置法で規定されている処分期間内の早期処理を実施。
- ・環境省が保管・所有する PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の掘り起こし調査を平成 28 年度内に改めて実施。
- ・国立環境研究所及び環境再生保全機構の PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の処理状況を把握し、処分期間内の早期処理を要請。
- ・所管業界団体に対して、処分期間内に処分を終えるように周知。

進捗状況と対応方針

- ・環境省が保管、所有する PCB 廃棄物、PCB 使用製品について早急に処理委託契約を進める。

実施状況の点検

- ・毎年度率先実行の実施状況を点検し、公表する。

その他の措置

- ・低濃度 PCB についても、掘り起こし等を含め同様の取組を実施。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 28 年 12 月 26 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭

